

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る
住民の安全確保に関する協定の締結について

1 協定締結の趣旨

市町村による原子力安全対策に関する研究会における検討結果を踏まえ、住民の安全及び安心の確保を目的として、市町村と東京電力株式会社との相互の連携体制の強化を図るため、標記協定（以下「安全協定」という。）を締結するもの。

2 協定先

東京電力株式会社

3 協定の主な内容

(1) 平常時の対応

市及び東京電力株式会社は、安全協定に基づく報告及び意見交換を行うため、原子力発電所連絡会を設置する。（第1条関係）

(2) 異常時の対応

ア 東京電力株式会社は、原子力発電所における異常事態の発生時等にその状況に関し必要な情報を市に連絡する。（第2条関係）

イ 東京電力株式会社から異常事態の連絡を受け、原子力発電所の立地自治体が立入調査等を実施する場合には、当該立入調査等に併せて、市は、現地確認を行うことができる。（第3条関係）

(3) 損害の補償

東京電力株式会社は、原子力発電所の運転保守に起因して住民に損害を与えた場合は、誠意をもって補償する。（第4条関係）

(4) その他

安全協定は、柏崎市及び刈羽村を除く県内の28市町村がそれぞれ東京電力株式会社と同一の内容で締結する。

4 締結年月日

平成25年1月9日